生　徒　心　得

１．目標

本校の綱領に定める「自律自啓」，「誠実勤勉」，「和協責任」の精神を自己のものとして実現する。

２．生活一般について

⑴　服装容儀，言葉遣いを通じて，本校生徒としての品位を保つ。
⑵　始業前に、余裕をもって登校することを心がける。
⑶　理由なく欠席，遅刻，早退，欠課をしない。
⑷　飲酒，喫煙，暴力，交通違反，不健全な場所への出入り等，法的に禁止されている行為はしない。
⑸　夜間外出は 23 時以降にならないようにする。
⑹　身分証明書は常時携帯し，必要に応じて呈示する。

３．校内における心得

⑴　登校後は帰りのホームルーム終了まで外出しない。やむを得ない用事で外出する時は，ホームルーム担任の許可を受ける。
⑵　生徒は，平日は 19 時までに，土・日・祝祭日は 15 時 45 分までに下校する。

ただし，ホームルーム担任又は顧問がつく場合のみ，ホームルーム担任又は顧問を通して校長の許可を受け，平日 19 時 50 分まで下校時刻を延長できる。

月　曜　日～金　曜　日	１９時
土曜日・日曜日・祝祭日	１５時４５分

なお、下校時刻１５分前には活動を終え、下校準備をする。

⑶　遺失物，拾得物はただちに生徒指導部へ届け出る。
⑷　校舎・校具を万一誤って破損亡失した時は，ただちにホームルーム担任又は顧問に届け出る。この場合，一部又は全部を現品もしくは金銭で弁償しなければならないこともある。
⑸　学校内外で金品を集める時は，ホームルーム担任又は顧問を通じて学校の許可を受ける。
⑹　学習活動，部活動等に不要な物は校内に持ち込まない。

４．服装について

⑴　高校生として品位ある服装を心がける。
⑵　制服については，原則として次のように定める。

男子：黒詰襟服，所定の胸及び袖ボタン，左襟に学年色別バッジ（ネジ式）をつける。
黒詰襟服を脱ぐ時には、白ワイシャツを着用すること。
夏期は白ワイシャツ（裾は常時ズボンに入る長さ）を着用し，左胸部に学年色別バッジ（ピン式）をつける。

女子：本校規定のジャケット（寒い時期）及び
ジャンパースカート，またはスラックス。白長袖ブラウス。
（ただし，盛夏は半袖ブラウスも可とする。）
スカート丈は膝頭（膝の中心）程度とする。
左胸部に学年色別バッジ（ピン式）をつける。
タイツ着用の際はベージュ又は黒色とする。

ソックス：くるぶしが隠れるまでの長さとし，色は白，紺，黒が望ましい。

⑶　制服の下にセーター等を着用する場合は，制服からはみ出さないよう心がける。

⑷　校内で制服以外の服を着用せざるを得ない時は，ホームルーム担任に申し出て許可を受ける。

⑸　部活動等で休日に出校する場合は，必ずしも制服の着用を要さない。

⑹　通学靴は革靴又は運動靴とし，ロングブーツ・ヒールの高い靴・クロックスやサンダル等は着用しない。

⑺　化粧は禁ずる。頭髪については，脱色・染色及びパーマネント（縮毛矯正を除く）等の加工をしない。

⑻　無用な装飾品（指輪，ピアス，イヤリング，ブレスレット，派手な髪飾りやシュシュ等）を身に付けない。

５．諸届・許可願について

⑴　欠席，遅刻する場合は，保護者等を通してあらかじめ電話，ICT 学習支援ツール等でホームルーム担任に連絡する。

⑵　事前に明らかになっている欠席，遅刻，早退，欠課の場合はホームルーム担任に申し出る。

⑶　病気欠席が長期（７日を超える日数）に及ぶ場合は，原則として医師の診断書又はそれに準ずるものを提出する。

⑷　本人又は同居家族等が感染症にかかった場合は，ただちに申し出て所定の手続きをとる。

⑸　姓名，住所，保護者等の変更や異動があった場合は，ホームルーム担任に申し出る。

⑹　下宿する生徒は「下宿届」を提出する。なお，生徒だけでのアパー

ト居住は原則として禁ずる。

⑺　部活動等以外での校外の行事に参加する場合は，「校外行事参加届」を提出する。

⑻　校内で掲示，陳列，配布等をする場合は，事前にホームルーム担任又は顧問を通じて学校の許可を受ける。なお，掲示は所定の場所に指示を守って行う。

⑼　アルバイトは，原則として長期休業中以外は認めない。ただし，家事都合等，特別の理由が生じた場合には認めることもある。希望者は保護者等・ホームルーム担任とよく相談の上，「アルバイト許可願」を提出する。なお，感染症等の状況や，職種・時間等によっては許可しないこともある。

※　諸届・許可願はホームルーム担任を通じて提出する。

６．交通安全について

⑴　交通法規を遵守し，交通安全に十分注意をはらい，自他の安全・事故防止に努める。

⑵　時間的に余裕のない行動が事故につながっているため，常にゆとりある行動を心がける。

⑶　自転車を使用する時には，ヘルメットの着用に努めるとともに，次のような行為は絶対しない。

・信号無視　・無灯火　・二人乗り　・並進　・傘差し運転

・携帯電話等を操作しながらの運転　・イヤホン等を使用しての運転

⑷　自動車等の運転免許取得は，原則として３年次に許可し，取得時期については，別に定める。取得希望者は「許可願」を提出する。ただし，取得後の原動機付自転車・モーターバイク・自動車等の使用については，原則として許可しない。

⑸　降積雪期間は自転車を使用しない。

⑹　交通事故にあった場合は，加害・被害・事故の程度にかかわらず，行動可能な場合は次の手順を踏む。

(ｱ)　警察（110 番）に連絡し，警察官立会のもとに現場を確認し，指示・指導を受ける。

(ｲ)　相手方の氏名・電話・車のナンバー等を確認する。

(ｳ)　学校・保護者等に速やかに報告する。

７．スマートフォン等の使用について

⑴　登校後から放課後まで，緊急に保護者等と連絡を取る必要が生じない限り，電源を切ってカバン等の中に入れておく。緊急の場合におい

ても教員の許可を得る。

⑵　自らの学習活動につなげるために，昼休みと放課後は使用してもよい。ただし，他者への迷惑にならないよう配慮し，廊下・階段等では使用しない。

⑶　インターネット使用時のセキュリティ管理を各自で行い，ネットトラブルに巻き込まれないよう留意する。

⑷　有害サイトにアクセスしない。また，ＳＮＳによる誹謗・中傷は絶対にしない。

⑸　許可された時間であっても学習や緊急連絡など，その目的以外に使用してはならない。また，使用における公共のマナーを十分に遵守する。特に，校内で歩きスマホをしてはならない。

⑹　教員の監督の下では，昼休み，放課後以外でも使用することができる。

８．生徒の政治的活動等について（政治的活動等とは，選挙運動と政治的活動を指す）

選挙権を有する生徒は，公職選挙法で定められた規定に従い行動できる。また，有しない生徒も含め次の点に留意する。

⑴　学校の構内では，授業や生徒会活動，部活動等の時間に政治的活動等を行うことはできない。放課後や休日等であっても制限又は禁止する。

⑵　学校の構外での政治的活動等については，「校外行事参加届」を提出することが望ましい。違法なもの，暴力的なもの等は，制限又は禁止する。学業や生活などに支障がある場合，生徒間で政治的対立が生じる場合等は，制限又は禁止する。

⑶　選挙運動については，満 18 歳以上の生徒は，選挙運動（ウェブサイト，ＳＮＳを含む）をすることができる。ただし，満 18 歳以上の有権者であっても，候補者以外の者が電子メールを選挙運動に利用することはできない。なお，満 18 歳未満の者は選挙運動をすることができない。満 18 歳以上か未満かを問わず，公職選挙法違反にならないよう十分に注意する。